

北海道公安委員会告示第63号

警備業法（昭和47年法律第117号。以下「法」という。）第22条第2項第1号に規定する警備員指導教育責任者に係る新規講習を次のとおり実施する。

平成30年4月16日

北海道公安委員会委員長 宇都宮 輝 夫

1 新規講習に係る警備業務の区分及び講習期間

- (1) 法第2条第1項第1号に規定する警備業務（以下「1号警備業務」という。）  
平成30年7月5日（木）から7月13日（金）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間  
平成30年8月28日（火）から9月5日（水）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の7日間
- (2) 法第2条第1項第2号に規定する警備業務（以下「2号警備業務」という。）  
平成30年5月21日（月）から5月25日（金）までの5日間
- (3) 法第2条第1項第3号に規定する警備業務（以下「3号警備業務」という。）  
平成30年11月5日（月）から11月9日（金）までの5日間
- (4) 法第2条第1項第4号に規定する警備業務（以下「4号警備業務」という。）  
平成30年6月11日（月）から6月15日（金）までの5日間

2 新規講習実施場所

札幌市中央区南4条西6丁目8番地 晴ばれビル7階

一般社団法人 北海道警備業協会研修室

3 受講定員

各講習とも50人。ただし、1の(3)及び(4)の講習については、併せて実施予定の追加講習の受講者と合計して50人とする。

4 受講資格

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 警備員等の検定等に関する規則（平成17年国家公安委員会規則第20号。以下「検定規則」という。）第4条に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「1級検定」という。）に係る法第23条第4項の合格証明書（以下「合格証明書」という。）の交付を受けている者
- (3) 検定規則第4条に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「2級検定」という。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの
- (4) 検定規則附則第3条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和61年国家公安委員会規則第5号）第1条第2項に規定する1級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧1級検定」という。）に合格した者又は同項に規定する2級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。以下「旧2級検定」という。）に合格した警備員であって、旧2級検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務の区分に係る警備業務に従事しているもの

5 受講申込み受付期間及び受付時間

- (1) 1の(1)に掲げる警備業務の区分に係る講習（2回とも）  
平成30年6月4日（月）から6月8日（金）までの間の各日とも午前8時45分から午後5時30分まで
- (2) 1の(2)に掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成30年4月23日（月）から4月27日（金）までの間の各日とも午前8時45分から午後5時30分まで
- (3) 1の(3)に掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成30年10月9日（火）から10月12日（金）までの間の各日とも午前8時45分から午後5時30分まで
- (4) 1の(4)に掲げる警備業務の区分に係る講習  
平成30年5月14日（月）から5月18日（金）までの間の各日とも午前8時45分から午後5時30分まで

## 6 提出書類

- (1) 警備員指導教育責任者講習受講申込書（警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則（昭和58年国家公安委員会規則第2号）別記様式第1号）
- (2) 4の講習の対象であることを疎明する書類
  - ア 4の(1)に該当する者は、当該警備業務に従事していたことを証明する警備業者が作成する書面（以下「警備業務従事証明書」という。）及び履歴書
  - イ 4の(2)に該当する者は、1級検定に係る合格証明書の写し
  - ウ 4の(3)に該当する者は、2級検定に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書
  - エ 4の(4)に該当する者は、旧1級検定に係る検定合格証の写し又は旧2級検定に係る検定合格証の写し及び警備業務従事証明書

## 7 受講申込み要領

受講希望者は、住所地又は勤務する営業所の所在地を管轄する警察署に、6に掲げる書類を提出すること。

## 8 受付の日時及び場所

各講習初日の午前8時20分から午前8時50分までの間、講習の実施場所で行う。

## 9 受講手数料及び納付方法

### (1) 受講手数料

ア	1号警備業務に係る新規取得講習	47,000円
イ	2号警備業務に係る新規取得講習	38,000円
ウ	3号警備業務に係る新規取得講習	38,000円
エ	4号警備業務に係る新規取得講習	34,000円

### (2) 納付方法

受講手数料は、各講習初日の受付時（午前8時20分から午前8時50分まで）に、当該講習の手数料に相当する額の北海道収入証紙で納付すること。

## 10 講習の委託

本講習は、一般社団法人北海道警備業協会に委託して実施する。

## 11 その他

- (1) 講習の最終日に講習修了考査を実施し、合格者に対し講習修了証明書を交付する。
- (2) 不明な点については、北海道警察本部保安課警備業係（電話011-251-0110内線3135）へ問い合わせること。